

兵庫県伊丹市大字 西桑津の小字地名

■西桑津の概要

神津村全体が往古、豊島郡（現在大阪府豊能郡）に属していた後、兵庫県川辺郡に編入された。桑津の名は豊島郡桑津郷の名残と考えられる。和妙抄によると、扶桑と入江との地形により桑津と称す。1700～1800年前の応神天皇の御代に中国の呉の国から阿知使主（あちのおみ）と都加使主（つがのおみ）に連れられて穴織（あやは）呉織（くれは）その他の織姫が猪名海の東海岸にある船着き場に到着された所が小坂田である。この後2人の織姫は池田に移る。その頃盛んに養蚕を奨励し、この地に桑を栽植したと猪名川の入り江に近いことに依る。（小坂穴織の実名）日本書紀によると、5世紀に朝鮮半島南部より、大陸系民族の「秦氏」が渡来し、その際、優れた木工技術・造船・酒造そして機織りの技術が伝えられたという。文化的にも経済的にも豊かなこの地で、その技術により絹織物は作り出され、また好まれた。その原料である「かいこ」の飼育を桑畑に囲まれた村＝桑津となったと考えられる。

勝尾寺文書にある安貞元年（1227）の田地売券で「豊島北条西桑津新庄」とあって、鎌倉時代までは豊島郡だったと思われる。近世の猪名川は現在よりはるかに広い。現在の桑津神社東側の道路あたりが、当時の堤防であった。寛文9年（1669）に幕府は「定杭」を立て、河川側の開発を禁止していたが、後、生産優先のため、流作場の開発が命じられた。そして、氾濫原を生活空間として利用したが、洪水により、全域土砂入りになってしまった。しかし、川幅は狭いままであった。

現在の「西桑津の西に東桑津がある」という逆転現象は、大阪空港の拡張により東桑津村の解村によるとされているが、正徳3年（1713）の「川辺郡桑津村明細帳」によると、京大坂川方奉行に断った上で藩より河川敷開発を命じられた岩屋村八郎右衛門が、河原は東西桑津村の立会場となっていた為、東桑津村に4割を渡し、西桑津村地分の6割を開発した際の経緯によるものである。

西桑津地区は東桑津の南に当たり、北部と東部に突き出した、いわゆる「L字形」をしており、その先に出た両方の部分は飛行場になり、基部に当たる集落部分のみが残っている感じである。それぞれの形は北部の縦長の部分、集落部分、東部は条里制の名残の横長の部分の3地区に分けることができる。

西桑津の小字

1. 中ノ島（中嶋・中ノ嶋）（ナカノシマ・ナカンジマ）

飛行場内の消防署があるあたりで、そのうちの東部を「中嶋（ナカジマ）」、西部を「中ノ島（ナカノシマ）」という。横長の地形で条里制がそのまま残っていたが、全域が飛行場用地。当地区の横長部分を形成している。

2. 久内田（クナイダ）

水路より東西に分れ、東を「宮内田」、西を「久内田」という。横長の地形で条里制がそのまま残っていたが、全域が飛行場用地。当地区の横長部分を形成している。

3. 大サ（オオサ）

横長の地形で条里制がそのまま残っていたが、条理の一区画を横に3倍にしたような、横長の地区で土地の形状により、(オフサ)とも呼ばれている。全域が飛行場用地。当地区の横長部分を形成している。

4. 植田 (ウエダ)

東に延びたその上に、ここだけが北へ飛び出たようになっている。他の田より1m位高かった。従って、「位置的にも上の田」ということである。西に隣接する「東桑津字下三田長」も他の田より一段高く「一丁ガキの田」と呼ばれ、その北の「東桑津字上三田長」は、さらに高く「二丁ガキの田」である。全域が飛行場用地

5. 横枕 (ヨコマクラ)

横長の地形で条里制がそのまま残っていたが、東端は、次の「字高坪」と並んで、豊中市に隣接しており全域が飛行場用地。当地区の横長部分を形成している。東桑津字横枕あり。

6. 高坪 (タカツボ)

この区域も3倍の横長地区で条里制がそのまま残っており、東西に分かれていた。現在は地下道となっている地方道伊丹豊中線の北にあたる。全域が飛行場用地。当地区の横長部分を形成している。「字横枕」とともに東端は、豊中市に隣接している。

7. 芦原 (蘆原) (アシハラ)

全域が飛行場用地。現在は地下道となっている地方道伊丹豊中線の北にあたる。当地区の横長部分を形成している条里制がそのまま残っていた。

8. 后塚 (後塚) (コウヅカ)

全域が飛行場用地。現在は地下道となっている地方道伊丹豊中線の北にあたる。当地区の横長部分を形成している。条里制がそのまま残っていた。「東桑津の概要」参照

9. 前 (マエ)

村落の中心「字屋敷」の東に隣接する集落地名と考えられる。地方道伊丹豊中線の北にあたり、北へ伸びた地域。現在、西桑津公園を持つ。

10. 内尺 (ナイシャク)

南北に条里制を保っている。全域が飛行場用地。土地改良地名・形状地名と考えられる。

※ 卯内尺古墳群 (福岡市)

※ 計算尺で、台尺(外尺)に挟まれて、左右に動かすことのできる部分。内尺(うちじゃく)。

※ ないしゃく【内戚】父方の親戚(しんせき)。ないせき

11. 下辻 (シモツジ)

南北に条里制を保っている。村落の中心「字屋敷」の北「字北浦」と続く集落地名と考えられる。

12. 倉ケ市 (クラガイチ)

後述の村落の中心「字北浦」の北にあたり、集落地名と考えられる。

13. 北浦 (キタウラ)

村落の中心「字屋敷」の北にあたる。「うら」とは日当たりの良い場所をいう。

14. 屋敷 (ヤシキ)

その名のとおり、村落の中心。安楽寺あり。

15. 沢 (サワ)

地方道伊丹豊中線の北から、東桑津まで北へ伸びた地域。

16. 流作 (リュウサク)

地方道伊丹豊中線の北から、東桑津まで北へ伸びた地域。池田川(猪名川)にある。流作は、湖沼や河川の沿岸にある、堤外の新田堤防から見て水の流れている側の土地をいう。水量の少ないときには水に浸かっていないが、水量が増えると水面下になる。前述「河川敷開発」参照

通常の農地と違い、降水が多い年には作付・収穫が難しく、旱魃の年の方が収穫量が多いという土地である。そのため生産力が非常に不安定で、検地の際には反別だけを測って、諸役は賦課せず、年貢のみを納めさせた。そのような土地柄のため、本田畑の肥料の供給地・入会地(共有地)として扱われ、各村の所持分の境界線も不分明なことが多かった。

大手紡績会社、桑津神社をもつ。

17. 出樋 (ダシビ)

樋があった？

「字 沢」と「字 流作」にはさまれた小さな区域。

(文責: 足立 繁)